

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（48項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉠・b・c
理念や保育目標を各年齢、クラス職員に周知し、各クラス担任がそれに基づいた「年間の保育目標」、「ねらい」を決めて、内容を保護者に伝えています。また、保育目標は職員が見える所に掲示することで常に意識を持って保育に取り組んでいます。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画については公立保育所であることから十分把握しており、保育所利用者の推移、利用率等を的確に把握・分析した運営を行っています。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育所と市の担当課とが常に連携することで、職員体制や人材育成、設備面での課題などを明確にしながら具体的な改善に取り組んでいます。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 市では、「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6）年度を策定し、未来を担う子どもたちと、その子どもを育てる親・家庭を、地域全体で見守り支える計画となっています。	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉖・b・c
〈コメント〉 市の中・長期の事業計画に基づき、保育所では単年度の事業計画を策定しており、内容も基本目標に沿った具体的な取り組みとなっています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉖・b・c
事業計画は、月案作成時のなかで見直しの検討をする機会となっており、最終的な見直しは年度末に行っています。また、行事後には幼児・乳児チーフ会や職員会で常に内容を見直し、次年度に繋げています。	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉖・b・c
年2回の懇談会、一日入所などで保護者に周知しています。保護者アンケートでも、「毎年、園長先生より、分かりやすい説明があった」とのコメントが多数ありました。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉖・b・c
年2回、市策定の「自己評価チェックシート」により、各職員はセルフチェックする機会があります。月案作成時にも保育の質について検討する機会となっています。	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉖・c
課題については全体のチーフ会議で検討した改善内容を各職員へ周知・指導しています。所長は、職員数が多い中で職務や役割に応じて必要な情報をそれぞれ共有することで、各職員が常に意識を持って保育ができるように体制の整備に取り組んでいます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
毎年作成する「職務分掌表」について、職員会議で周知しています。各会議に所長が参加して、アドバイスや相談に対応しています。また、所長は各職員のプロフィールや趣味等を紹介した写真入りポスターを作成したり、遠足等の行事の様子を写真入りで紹介する等、保護者が身近に感じていただける情報発信を行っています。	
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 所長は、遵守すべき法令等の研修に参加して、その内容を現場職員に周知し、各職員も市が主催する階層別研修や個別研修に参加したり、eラーニングを活用することで職員への理解が図られています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
各会議や話し合いには所長ができる限り参加し、保育指導、アドバイスを行っています。期初に策定した「目標管理シート」については、前期・中期・後期の3回の面談を行う中で、各職員が保育の質の向上に繋がるように指導しています。	
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
各職員が、事務にかかった時間を表に記録することで、各職員の業務時間の余裕度を図る「時間管理」に取り組んでいます。また、各クラス担当が今日、補助員にお願いしたい業務をリストに記載することで、進捗度に応じて他のクラス職員がサポートする体制ができています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 市が人材の採用窓口となり、年度任用職員や講師派遣等、多様な人材を活用することで各保育所の運営を支えています。人材不足は否めないなか、全職員の出勤スケジュール管理が細かく行われていることは高く評価できます。	
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 公立のため、具体的な評価の仕組み、基準による制度が構築され、福利厚生等の総合的な人事管理が行われています。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉔・c
働きやすい職場改善に向けた、年休取得を推進したり、育休職員の書類時間などの確保、書類時間の見える化、T o D oリストの利用など、様々な努力をしていますが、なかなか改善に繋がらないようです。市の担当部署とも検討しながら、よりよい環境づくりに取り組まれることを期待します。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉔・b・c
各職員は達成基準を明確にした目標設定ができるように、所長によるアドバイスや指導を受けています。目標に対しては年3回の所長面談があり職員からも好評です。所長は職員が働きやすい環境整備に配慮し、チームワーク制を導入することでチームワーク良い保育が行われています。		
	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉔・b・c
〈コメント〉 「期待する職員像」については、桑名市の保育基本方針のなかで謳い、職員の資質向上を明示しています。市からの研修計画や三重県保育士等キャリアアップ研修への参加、園内年間研修などの教育・研修が実施されています。		
	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉔・b・c
公立保育所として、市の担当課からの階層別研修やテーマ別研修などの指名研修の他、随時の研修案内や、内部研修も計画的に実施しています。新任職員に対しては複数担任制での指導と主任の適宜指導により充実した指導が行われています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉔・c
実習生の受入時に関するマニュアルの整備が望まれます。受け入れ時の連絡窓口や子どもや保護者への事前説明、オリエンテーションの実施方法（説明内容）などの文書化を望みます。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 公立保育所として市の担当課等にパンフレットを配置しています。今回の第三者評価結果は県ホームページで掲載予定の他、公立保育所独自の自己評価を毎年全職員が行っており、その結果も保護者に公表しています。	
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 職務分掌表の役割分担に基づいた厳正な運営が行われています。県の監査などで指摘された部分については、市の管理・指導のもと随時改善に取り組んでいます。	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
「園庭開放」や「一時預かり保育」、近所の公園に保育所のおもちゃを持ち込んでの「あおぞら出前保育」を実施しています。市の「子育て支援ガイド」や子育て情報誌にも、病児保育やファミリーサポートの情報提供を行っています。	
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
桑名市ボランティア支援センターがボランティア申込の窓口となっており、申込手続きやオリエンテーションを行った後、各保育所にボランティアが派遣される仕組みとなっています。「あおぞら出前保育」などでボランティアの受入を行っていますが、保育所側での受入手順についても文書化されることを期待します。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
関係機関等の連絡先リストを職員室に掲示しています。ケース会議では必要に応じて外部の専門家を招聘したり、里親の会に所長が参加する等、関係機関とは常に連携を図っています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
「園庭開放」や「一時預かり保育」、近くの公園に出向いての「あおぞら出前保育」など、地域の子育て支援の場を設けることで、福祉ニーズを把握する機会となっています。	

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
桑名市全体で取り組む「くわな子育てガイドBOOK」での事業として、「園庭開放」や、保育士が地域の公園へおもちゃを持って出向き、情報提供・遊びの紹介・育児相談等を行う「あおぞら出前保育」に取り組んでいます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
職員は、市の研修や園内研修などで子どもの権利について学んでいます。保護者に対しては「園だより」で2～3か月に1回、人権に関する情報を発信し、子どもへは、発表会や行事の中で人権を学ぶ内容を盛り込むなどの保育に取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉠・c
職員アンケートでは、プライバシーへの意識の高さが同えます。月案の中でも、プライバシーに配慮した着替えについての記載はありますが、規定や保育の場面場面での手順を文書化したマニュアルを作成するなど、統一した支援ができる仕組みづくりが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
市のホームページや担当窓口での保育所案内、育児フェスタなどでパンフレットを配布しています。また、保育所見学では「保育所のしおり」を使って実際の保育の様子を見ながら詳しく説明しています。	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
保育の変更についてはシステムを使って対応することもできますが、クラス懇談会の中で詳しく聞くことで、保護者の意向を十分に取り入れた変更対応に努めています。	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
保育所等の変更や家庭への移行等があった場合には市の担当課と連携し、保護者の意向のもと、市内の公立保育所やそれ以外の保育所の場合についても適切な対応を行っています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
クラス懇談会を年3回開催する他、保護者会には所長が参加し、保護者の意見や意向を伺う機会を設けています。また、保護者が参加する行事では、開催後にアンケートを行うことで次年度の改善に繋げています。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
「苦情解決の取扱マニュアル」に沿った対応が行われています。「苦情・意見・要望等受理書」では、発生時から最終対応までの経過が詳しく記録されています。設置の「意見箱（施錠付）」は、保護者会が直接設置しており、投稿内容については職員が見ることはできない仕組みとなっています。		
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
相談窓口の掲示は、苦情解決のポスターの窓口と兼ねており、利用者に分かりやすい玄関に掲示しています。相談があった場合には、他の保護者や職員に見えない相談スペースを設けて随時対応しています。		
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
苦情解決を兼ねた相談対応マニュアルに基づいた対応を行っています。保護者アンケートからも、担任や所長には話しやすい雰囲気があり、相談や意見があった場合には迅速に対応しています。行事後のアンケートも回収率アップのため、システムや紙媒体等、試行を重ねています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
リスクに対する各種対応マニュアルを整備して、職員会議などで職員周知しています。公立保育所の主任会で作成した共通の「ヒヤリハットマニュアル」により、市内の各保育所で活用しています。「ヒヤリハット」や「事故報告書」には具体的に記載され、職員会議での状況報告と再発防止に向けた検討が行われています。		
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
「感染症対策マニュアル」を整備し、常勤の看護師職員により、職員への勉強会を実施して感染症の予防策や発生時の対応について指導・周知しています。		
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
災害時には、2つのシステムから保護者へ安否確認を行い、職員へは連絡網で確認する仕組みとなっています。事業継続計画（BCP）を策定し、「備蓄リスト」では3日分の保存食や医薬品、日用品等を期限管理しています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 「乳児保育マニュアル」により、基本的な保育のカリキュラムに基づいた実施方法を職員に指導・周知するとともに、新任職員や実習生への指導にも活用しています。	
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
チーフ会議において、標準的な実施方法について再検証しており、今年度からはじめて「おむつのサブスク」は、保護者から出た意見により導入したもので、非常に好評との事です。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c
〈コメント〉 年1回、家庭票の内容を見直していますが、子どものアセスメントについては月案策定の際に確認しています。指導計画に関しては、公立保育所の主任が集まった主任会でカリキュラムを検討し、各保育所ではそれに沿って計画が策定されています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 指導計画の評価・見直しについては、公立保育所の主任が集まった主任会で行っており、次年度の計画改善に繋げています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育支援システムが公立の全保育所に導入され、保育記録を職員が閲覧できる仕組みが整備されています。担当職員が入力した保育内容を主任・所長が確認し、内容や書き方についてのアドバイスや指導を行っています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
「個人情報保護規定（情報開示含む）を整備して職員へ周知しています。「入所のしおり」には、「著作物や肖像の使用に関する承諾へのお願い」として記載し保護者に説明するとともに、職員にも毎年内容を説明して理解を図っています。	

評価対象Ⅳ 三重県独自基準

Ⅳ-1 地域項目

		第三者評価結果
Ⅳ-1 地域に開かれた施設運営が適切に行われている。		
Ⅳ-1-①	子育て経験者との連携がとれている。	a・㉔・c
当保育所は市街地に立地する関係で、周辺には高齢者施設等はありません。散歩時には近所のお年寄と子どもがあいさつしたり、子どものおじいさん、おばあさんとは日ごろから交流を深めています。		
Ⅳ-1-②	子供の安全確保について地域との相互協力体制の構築を行っている。	a・㉔・c
自治会長とは常に連絡を持ち、都度相談などに乗っていただいています。また、近所の教会の方とは、災害時に子どもの避難等で協力していただく事となっています。		
Ⅳ-1-③	地域の環境保護に貢献している。	㉔・b・c
職員により、土手や道路脇の草刈り作業をしたり、子どもの散歩時にゴミ拾いをしています。また、保育所ではSDGsを意識し、子どもにゴミの分別を教えたり、菜園活動から食育に繋げるなど、自然を大切にした取り組みを行っています。		